

令和 3 年 9 月 定例会

河合町議会会議録

令和 3 年 9 月 3 日 開会

河合町議会

令和3年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示…………… 1

第 1 号 （9月3日）

○議事日程…………… 3

○本日の会議に付した事件…………… 3

○出席議員…………… 3

○欠席議員…………… 4

○出席説明員…………… 4

○欠席説明員…………… 4

○議会事務局出席者…………… 4

○開会の宣告…………… 5

○開議の宣告…………… 5

○町長のあいさつ…………… 5

○会議録署名議員の指名…………… 6

○会期の決定…………… 6

○付議事件の一括提案理由の説明…………… 7

○議案第41号の質疑、討論、採決……………14

○議案第42号の質疑、討論、採決……………17

○議案第43号の質疑、討論、採決……………19

○議案第44号の質疑、討論、採決……………20

○承認第11号の質疑、討論、採決……………23

○承認第12号の質疑、討論、採決……………26

○議案第35号から議案40号の委員会付託……………27

○認定第1号から認定第8号の委員会付託……………28

○散会の宣告……………29

○署名議員……………30

河合町告示第31号

令和3年第3回（9月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3年 8月27日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和 3年 9月 3日

2 場 所 河合町議会議場

令和 3 年 9 月 3 日（金曜日）

（第 1 号）

令和3年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年9月3日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第42号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第44号 財産の取得について
- 日程第 7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度河合町一般会計補正予算）
- 日程第 8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
（河合町手数料条例の一部改正）
- 日程第 9 議案第35号 令和3年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第36号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第37号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第38号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第39号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第40号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第15 認定第1号 令和2年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第16 認定第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第17 認定第3号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第18 認定第4号 令和2年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第19 認定第5号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第20 認定第6号 令和2年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第21 認定第7号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定について（別冊）

- 日程第22 認定第8号 令和2年度河合町水道事業会計決算認定について(別冊)
日程第23 認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定
に
ついて(別冊)
日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第25 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第26 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27 同意第11号 教育委員会教育長の任命について
日程第28 同意第12号 教育委員会委員の任命について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第28まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 森 光 祐 介 | 2番 常 盤 繁 範 |
| 3番 梅 野 美智代 | 4番 佐 藤 利 治 |
| 5番 中 山 義 英 | 6番 坂 本 博 道 |
| 7番 長谷川 伸 一 | 8番 杵 本 光 清 |
| 9番 大 西 孝 幸 | 10番 馬 場 千恵子 |
| 11番 岡 田 康 則 | 12番 西 村 潔 |
| 13番 谷 本 昌 弘 | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| 町 長 清 原 和 人 | 副 町 長 田 中 敏 彦 |
| 教 育 長 竹 林 信 也 | 総 務 部 参 事 横 山 泰 典 |
| 企 画 部 長 森 嶋 雅 也 | 総 務 部 長 上 村 卓 也 |
| 福 祉 部 長 浮 島 龍 幸 | 環 境 部 長 石 田 英 毅 |
| ま ち づ くり
推 進 部 部 長 福 辻 照 弘 | 教 育 委 員 会 参 事 山 本 剛 |
| 総 務 部 次 長 小 野 雄 一 郎 | 福 祉 部 次 長 小 山 寿 子 |
| 広 報 広 聴 課 長 桐 原 麻 以 子 | 財 政 課 長 新 井 俊 洋 |

税務課長 松本武彦
住民福祉課長 古谷真孝

管財課長 内野悦規
教育総務課長 中尾勝人

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局長心得 高根亜紀 主 事 平井貴之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。本日、告示第31号をもって令和3年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和3年第3回定例会は成立しましたので開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅野美智代） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（梅野美智代） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 町長。

（町長 清原和人 登壇）

○町長（清原和人） 改めまして、おはようございます。

本日、令和3年第3回9月定例議会を招集致しましたところ、議員各位にはご多忙中にも関わりませずご出席頂き厚く御礼を申し上げます。開会に先立ちまして一言御礼を申し上げます。前回の6月議会定例会では、議員各位におかれましてはコロナ禍における河合町住民の安全確保に向け、ワクチン接種対応に追われる職員等の労働過多を案じ、議会運営に關しまして多大なるご配慮頂き本当にありがとうございました。おかげさまでワクチン接種の状況につきましては町の最優先課題と位置づけ、職員が一丸となって取組んできた事で現時点では1万445人。約64%の接種が完了しております。そして、10月中旬頃には町内希望者全員の皆様の接種が完了する予定になっております。接種に来られた皆様方からも職員の対応は素晴らしい、親切であるとありがたいお言葉を頂いております。しかしながら現在、新型コロナウイルス感染症に関する状況は8月31日現在、町内の感染者累計は160人で内4月以降

では113人となっています。特に先月の8月だけで5月の33名を超える51人の感染者が確認され緊急事態と言ってもおかしくない状況になっています。引き続き町民の皆様の命を守る対策を講じて参りますのでご協力いただきますようお願い致します。それでは改めまして招集の挨拶をさせていただきます。本日は、議案第35号から第44号までの10議案、諮問第1号から第3号までの3諮問、承認第11号と第12号の2承認、認定第1号から第9号までの9認定、同意第11号と第12号の2同意、合計26案件を提出させて頂いております。後ほど議案説明を致します。皆様方には慎重審議頂きましてご決定を賜ります事をお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅野美智代） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、4番佐藤利治議員、5番中山義英議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（梅野美智代） 日程第2、会期の決定を議題といたします。8月27日、本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、長谷川伸一議会運営委員長より、会期等について報告願います。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 去る8月27日及び9月3日本日、議会運営委員会を開催し、日程などを決定いたしましたので、その結果を報告いたします。会期は、本日9月3日より9月27日までの25日間と致します。次に会期日程でございますが、本日3日が本会議初日。一般質問は7日火曜日、8日水曜日の午前10時から行ないます。総務常任委員会は、9日木曜日、午前10時から。厚生常任委員会は、9日木曜日、午後1時30分から。経済建設常任委員会は、10日金曜日、午前10時から。常任委員会予備日は、10日金曜日、午後1時30分からです。決

算審査特別委員会は、15日水曜日、17日金曜日、21日火曜日の3日間、全て午前10時から行ないます。決算審査特別委員会予備日は、22日水曜日、午前10時からです。本会議最終日は、27日月曜日、午前10時からです。本日の議事日程につきましては、議案第41号、42号、43号、44号の4議案。承認第11号と第12号の2承認を本日一括上程し、逐条審議致します。以上で報告を終わります。

○議長（梅野美智代） お諮りします。会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

○議長（梅野美智代） ご異議なしと認めます。よって、会期は委員長報告どおり、本日3日より27日までの25日間と決定いたします。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（梅野美智代） それでは、理事者の方より議案第35号より第44号までの10議案、諮問第1号から第3号の3諮問、承認第11号、第12号の2承認、認定第1号から第9号までの9認定、同意第11号、第12号の2同意について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○副町長（田中敏彦） 議長。

○議長（梅野美智代） はい、副町長。

○副町長（田中敏彦） 改めまして、おはようございます。長くなりますので失礼して、マスクを外させていただきます。申し訳ございません。後ほど、ゆっくり消毒を致しますので、ご了承下さい。それでは、令和3年9月定例議会に上程致されました、議案第35号から第44号までの10議案、諮問第1号から第3号までの3諮問、承認第11号と第12号の2承認、認定第1号から第9号までの9認定、同意第11号と第12号の2同意、合計26案件につきまして、順次ご説明致します。

議案第35号 令和3年度河合町一般会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億7,281万6,000円を追加し、予算総額を70億9,257万9,000円とするものでございます。第2条「地方債の補正」につきましては、3ページをお願いします。このことにつきましては、2件の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計5億3,556万2,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目12財政調整基金費では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として、3億5,971万6,000円増額するものでございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴いまして西大和保育園への補助金として、150万円の増額、款6農林商工費、項1農業費、目5農地費では、国庫補助事業の採択に必要な、ため池改修計画を策定するとして、500万円の増額、款9教育費、項2小学校費、目1小学校管理費では第1小学校ガスバルク貯槽タンクの老朽化に伴う、設計費及び取替工事費として、660万円を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。

款11地方交付税では、普通交付税の額確定に伴い、1億9,761万8,000円の増額、款15国庫支出金では、西大和保育園への補助金及び、ため池改修計画の策定に伴い、575万円を増額するものでございます。款19繰入金では、令和2年度住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算で32万2,000円の黒字となったことから、当該黒字額を一般会計に繰出すものでございます。款20繰越金では、令和2年度一般会計の決算額確定に伴い、2億1,366万4,000円を増額するものでございます。10ページをお願いします。

款22町債では、第1小学校ガスバルク貯槽タンク取替工事の財源及び、臨時財政対策債の額確定に伴い、4,453万8,000円を減額するものでございます。以上、歳入歳出3億7,281万6,000円の増額補正となっております。

次に議案第36号 令和3年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,276万円を追加し、予算総額を22億1,176万円とするものでございます。今回の補正につきましては、令和2年度決算で1,276万円の黒字となったことから、当該黒字額を基金に積立てるものでございます。8ページには歳出で積立金を、6ページには歳入で繰越金をそれぞれ計上しております。

続きまして、議案第37号 令和3年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ32万2,000円を追加いたしまして、予算総額を282万2,000円とするものでございます。今回の補正は、令和2年度決算で32万2,000円の黒字となったことから、当該黒字額を一般会計に繰出すものでございます。8ページには歳出で繰出金を、6ページには歳入で繰越金をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第38号 令和3年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。このことにつきましては、歳入歳出予算総額に増減はございません、令和2年度決算に伴い歳入予算の振替を行うものでございます。

続きまして、議案第39号 令和3年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ484万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を19億483万1,000円とするものでございます。失礼致しました。それでは歳出からご説明いたします。8ページ中段をお願いします。

款7諸支出金、項1補償金及び還付加算金、目2償還金では、令和2年度の精算に伴い、地域支援事業に係る国・県補助金の返還により、484万4,000円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款4国庫支出金及び、款5支払基金交付金、款6県支出金では、令和2年度の精算に伴い、介護給付費に係る国・県負担金等の追加交付により、合計239万8,000円の増額となっております。款7繰入金では、歳入歳出総額を同額にするための財源調整として、244万6,000円の増額となっております。

続きまして、議案第40号 令和3年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ90万5,000円を追加し、予算総額を4億190万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、歳入では令和2年度決算に伴う繰越金の増額、歳出では広域連合への納付金となっております。

議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に伴いまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されました。本年9月1日より施行されたことに伴いまして、当該法律を引用する箇所の整備が必要となったため、条例の一部を改正するものでございます。なおこの条例は、公布の日から施行するものです。

議案第42号 河合町税条例の一部改正についてでございます。このことにつきましては、本年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正でございます。第1条の改正規定は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特

例の適用期間を令和9年度まで延長するものであり、第2条の改正規定は、扶養控除における国外居住親族の取り扱いが見直されたことによる改正でございます。この条例のうち、第1条の改正規定は、令和4年1月1日から、第2条の改正規定は、令和6年1月1日からそれぞれ施行するものです。

議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてでございます。このことにつきましては、山辺・県北西部広域環境衛生組合の組合議員任期を同組合の管理者及び副管理者の任期に係る規定と統一を図るため、「関係市町村における議員任期による。」と変更するものでございます。なお、変更後の規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行するものです。

議案第44号 財産の取得についてでございます。このことにつきましては、下記のとおり物品売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得する財産につきましては、65型電子黒板38台。契約の方法、一般競争入札。契約金額1,148万6,640円。契約の相手方、奈良市高天町10-1 T.Tビル4階、キステム株式会社、奈良本社、事務統括取締役井門 英也（いかど ひでや）となっております。

なお、本件は一般競争入札で、6月17日に入札公告をおこなったところ、キステム株式会社、奈良OAシステムの2社から郵便による入札がありました。7月14日に各入札業者の立ち会いのもと開札し、キステム株式会社を落札者と決定したものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましては、このたび現職であります、山下聡一郎（やました そういちろう）氏の任期満了に伴い、同氏を引き続き推薦したいと思っております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町泉台2丁目1番19号、氏名、山下聡一郎（やました そういちろう）

生年月日、昭和31年6月27日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましては、このたび、樽野和重（たるの かずしげ）氏の任期満了に伴い、新たに下記の者を任命することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字大輪田409番地、氏名、西村東一（にしむら とうかず）

生年月日、昭和27年2月10日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。このことにつきましては、このたび、松井万三（まつい まんぞう）氏の任期満了に伴い、新たに下記の者を任命することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町高塚台2丁目14番地3、氏名、山本政博（やまもと まさひろ）

生年月日、昭和24年3月29日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

承認第11号 令和3年度河合町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年6月28日に専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。それでは専決処分いたしました「令和3年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算に、それぞれ682万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を67億1,976万3,000円としたものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお願いします。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費では、第7投票所として予定しておりましたイオン西大和店の7月末閉店に伴い、代替施設を検討した結果、円滑に投票できる規模の施設がないため、投票所を増設致すこととしました。それに伴う経費として、職員等の人件費、ポスター掲示場製作設置撤去委託料、机・椅子リース料、投票用紙自動交付機の購入費などで86万4,000円の増額でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では、コロナワクチンの高齢者接種の前倒しに伴い、職員の時間外勤務手当等を595万8,000円増額したものでございます。次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお願いします。

款15国庫支出金では、コロナワクチン接種に係る職員手当等の全額、595万8,000円が補助されます。款16県支出金では、衆議院議員選挙に係る関係経費の全額、86万4,000円が補助されます。以上、歳入歳出682万2,000円の増額補正となっております。

承認第12号 河合町手数料条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月6日に専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。このことにつきましては、本年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、個人番号

カードの再交付手数料の徴収主体が令和3年9月1日より河合町から地方公共団体情報システム機構に移管されることに伴い、当該手数料に係る規定を削除するために条例の一部を改正したものです。以上、承認案件でございます。

続きまして、認定案件のご説明を致します。認定第1号から第7号につきましては、令和2年度河合町各会計の歳入歳出決算についてでございます。配布しております「令和2年度・主要な施策の成果」を基に説明させていただきます。「主要な施策の成果」の3ページをお願いします。財政健全化法に基づく財政健全化判断比率について説明させていただきます。実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計決算収支、また、その他特別会計や水道会計を併せた連結ベースの収支のいずれも黒字決算であり、この2つの比率については「なし」ということとなります。表のご説明です。実質公債費比率は、18.4%で前年度に比べて2.4%減少、将来負担比率についても、199.0%で前年度に比べて26.3%減少しております。

最後に、資金不足比率は、公営企業会計である水道事業会計と下水道事業会計につきまして、資金不足額は生じていないことから比率は「なし」となっております。次に、13ページをお願いします。

認定第1号 令和2年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。下段の表のとおり、歳入総額は88億4,537万3,496円、歳出総額86億1,795万6,855円で、歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を除いた実質収支額は2億2,366万5,041円の黒字決算となっております。93ページをお願いします。

認定第2号 令和2年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額18億5,054万1,106円、歳出総額18億3,778万1,285円で、差引実質収支は1275万9821円の黒字決算となっております。97ページをお願いします。

認定第3号 令和2年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額316万5,711円、歳出総額284万3,718円で、差引実質収支は32万1,993円の黒字決算となっております。99ページをお願いします。

認定第4号 令和2年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額6億9,268万2,016円、歳出総額6億9,258万2,016円、歳入歳出差引額から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支はゼロとなっております。103ページをお願いします。

認定第5号 令和2年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額210万円、歳出総額はゼロ、差引実質収支は、210万円の黒字決

算となっております。105ページをお願いします。

認定第6号 令和2年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。保険事業勘定では、歳入総額18億7,161万5,196円、歳出総額18億7,161万5,196円、差引実質収支はゼロとなっております。109ページをお願いします。

認定第7号 令和2年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入総額4億1,170万9,495円、歳出総額4億1,080万4,295円、差引実質収支は90万5,200円の黒字決算となっております。

次に認定案件のご説明に入ります。

認定第8号 令和2年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。別冊で配布致しております「令和2年度 河合町水道事業会計決算書」の表紙から5枚目、1ページをお願いします。収益的収入及び支出につきましては、収入総額5億9,604万5,432円、支出総額8億6,231万3,515円、差引はマイナス2億6,626万8,083円となっております。

3ページをお願いします。資本的収入及び支出につきましては、収入総額2億4,029万2,527円、支出総額2億7,906万5,994円、差引はマイナス3,877万3,467円となっております。

認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算認定についてで、ございます。このことにつきましては、王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止に伴い、令和3年3月31日をもって打ち切られた令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算について、地方自治法施行令第5条第2項の規定に基づき、旧会長において決算したことから、同施行令同条第3項の規定に基づき、協議会の構成各町において決算認定を受けるものがございます。別冊で配布致しております「令和2年度 王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算書」の1ページをお願いします。歳入総額46万4,557円、3ページをお願いします。歳出総額46万4,557円、差引実質収支はゼロとなっております。以上が認定案件でございます。

続きまして、同意案件が2件ございます。

同意第11号 教育委員会教育長の任命についてでございます。このことにつきましては、このたび長らくお勤めいただきました、教育長 竹林信也（たけばやし のぶや）氏の任期満了に伴い、新たに下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、檀原市上品寺町389の5番地、氏名、清原正泰（きよはら まさやす）

生年月日、昭和29年9月29日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

続きまして、同意第12号 教育委員会委員の任命についてでございます。このことにつきましては、教育委員会委員 三好里実（みよし さとみ）氏の任期満了に伴い、新たに下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町星和台2丁目10番17号、氏名、中村由香利（なかむら ゆかり）

生年月日、昭和39年2月21日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと存じます。

以上、本議会に上程致されました26案件の説明とさせていただきます。よろしく、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（梅野美智代） 暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時50分

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 再開いたします。

先程、理事者より説明のありました、議案等のうち議案第41号、第42号、第43号、第44号の4議案、承認第11号、第12号の2承認についてを本日審議いたします。日程第3、議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑にはいります。

質疑のある方は発言願います。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の条例改正の原因となっている、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の第19条にどのような項目が追加されたのでしょうか。それは、先の通常国会でデジタル庁発足にむけて進められた「デジタル関連法」

の一環でしょうか。それを伺いたいと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） 議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回、公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、いわゆるデジタル改革関連法といたしまして、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法とあわせて制定されたものとなっております。そのことにより今回改正されました、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の改正ですが、第19条には特定個人情報の提供の例外と致しまして、第16号まで記されているところでございます。今回の改正は、第4号として新たに企業などの労働者を使用する立場にある、使用者等がその従業者等であったものが、他の使用等における従業者等になった場合において当該従業者等の同意を得て、個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときは、例外として提供できることとする規定が追加され、以下の各号に1号ずつずれが生じ、本条例が引用する箇所の整備が必要となった者となっております。以上でございます。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の法律改正は、条例の内容にはかかわっていませんが、上位法として「特定個人情報の提供」の運用が拡大され、住民や役場職員にも影響を与えるものでしょうか。伺いたいと思います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、本庁の条例に基づく事務における内容というのは、議員ご発言のとおり、内容に一切の影響はないものと考えております。ただし、使用者等におきましては、我々地方公共団体の含まれることから、例えば、職員採用などの事務で今後影響がある場合は、想定しておるところでございます。以上となります。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 坂本議員討論ですか。

反対討論ですか。

○6番（坂本博道） 反対討論です。

○議長（梅野美智代） はい。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） はい。

○6番（坂本博道） 今回の町条例の改正案は、上位法に改正にもとづく実務的なものではありません。行政等の業務や手続きを効率化し、国民生活の利便性を向上させることは大切です。しかし、それは行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を、監視・監督できる法整備、体制整備一体に行わなければなりません。今回の条例改正のもとになった法律改正は9月からのデジタル庁の発足にむけ、先の通常国会で強引に成立させたデジタル関連法案の一部となっております。そして、この関連法は、新型コロナへの対応などを事例にあげていますが、全体としては個人情報の保護より利活用を優先するもので、経済界からの強い要望のもとに作られたことにその本質があると考えております。また、今後地方自治に対しましても、情報共同システムの共同化、集約で、住民によりそった自治体独自の施策が削られていくことも懸念されます。つきましては、今回の条例改正の元にある、法改正に反対する意味もこめて、この議案への反対討論とさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第41号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。着席ください。

よって、議案第41号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については可決することに決定いたします。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第4 議案42号 河合町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 条例改正の原因となっております地方税法の改正はどのような目的で、河合町民にも影響はあるのでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○税務課長（松本武彦） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） まず、地方税法の改正の目的でございますが、こちらにつきましては、日本国内におきましても、外国人勢の受け入れというものが進んでおります。その中で、海外に居住する方に対する扶養控除、控除対象扶養親族の適応の見直しが行なわれました。その中で、用件と致しましては国外に居住する、30歳から69歳の方について一部の例外を除いて、扶養控除の対象から外れるというような制度改正でございます。こちらは、先程も申し上げましたとおり、国外からの留学生の労働者が母国の親族を扶養しておると、その扶養親族の所得につきましては、日本国内では把握できないことから、税の適正化を行なう観点から改正されたものでございます。その影響の人数でございますけれども、令和3年度の課税ベースでございますが、河合町内で扶養親族をとられている方の内、非居住者につきましては、30名程度いらっしゃいます。また、その扶養となられている方が30人定度いらっしゃいまして、全てが外国に居住されている方、外国籍の方でございます。扶養をとっている方につきましても同様に外国籍の方が殆どでございます。以上でございます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 30名ほどおられているという中で、先程の30歳から69歳までということ、除外の対象になるような方というのもおられるのでしょうか。

○税務課長（松本武彦） はい。

○議長（梅野美智代） 松本課長。

○税務課長（松本武彦） はい、こちらにつきましては、確定申告等で書類の提出がある場合は生年月日等が把握できるんですが、給与支払い報告書等で事業所から来るケースというのも多くございますので、そういった方が殆どでございますので内容については、現在把握は出来ておりません。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番（坂本博道） 討論をお願いします。

○議長（梅野美智代） 反対討論ですか。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 反対討論を許します。

○6番（坂本博道） 議長。

○議長（梅野美智代） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回の条例改正は上位法の改正にともない、令和6年度以降の適用への準備となっております。そのうえで、法改正の趣旨が海外居住者を対象に、扶養控除の適用範囲を狭めるものと理解しております。国際的な交流を強めようとしているもとで、その国で収入のあるものへの課税は、2重課税や脱税を防ぐというために、租税条約が締結されています。そして、今回の事例に対しても、これまで関連書類の提出などその対策が強められてきた状況もあるところです。そのもとで、年齢で狭めるやり方、またこれは国内でも扶養に対する今後の在り方についても影響しかねないとも考えます。そういう点でも地方税法の改正内容そのものに、反対するという意味もこめて、今回の条例改正には反対をさせていただきます。

○議長（梅野美智代） 次に賛成討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） ないようですので、討論を終結します。

これより、議案第42号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 多数であります。着席ください。

よって、議案第42号 河合町税条例の一部改正については可決することに決定いたします。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第5 議案43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合規約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○8番（杵本光清） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 今回、山辺・県北西部の規約変更ということなんですけども、変更内容も分かります。一点だけご説明いただきたいのは、なぜこのタイミングでこの変更になったのかという経緯をちょっとご説明いただけたらと思います。

○環境部長（石田英毅） 議長。

○議長（梅野美智代） 石田部長。

○環境部長（石田英毅） 環境対策化よりお答えさせていただきます。まず、組合の管理者及び副管理者任期につきましては、組合規約の第10条に管理者及び副管理者の任期は関係市町村の町の任期によると定められておりますことから、組合議員の任期につきましてはこれと同様に合わせるために変更を行なうものでございます。至った理由の方でございますが、組合事務局より明確な情報提供の方はこちらにはございませんが、現行では任期は1年でございます。これが、複数年勤めていただくことによりまして、組合事業とよりいっそうのご理解を深めていただくこととなり、円滑な組合議会運営がはかられるものと認識してございます。以上でございます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議無しと認めます。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席してください。

よって、議案第43号 山辺・県北西部広域環境衛生組合理約の変更については可決することに決定いたします。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第6 議案第44号 財産の取得についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（長谷川伸一） 議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 質疑させていただきます。この件につきましては4月20日全員協議会で、理事者側からご説明いただきました。その時の当初の案では、令和3年度コロナの臨時交付金を財源としまして、設置台数39台というふうに報告あったかと思うんですが、なぜ1台減ったのかその理由と、第一小学校中学校、第二小学校中学校、各学校何台ずつ設置されるのか教えていただけますか。それと、この機器に関しましては当初副町長より2社の一般競争入札ということで、当該のキステム株式会社が落札されたということになってますけども、インターネット上でこれはアイ・オー・データというメーカーさんの商品でございまして、このデータ基準65インチにつきまして、インターネットで見ますと電子黒板としては約18万5,000円くらいの価格から出てきておるんですけども、それとスタンド、ラックについては3万から4万くらいの金額になっておるんですけど、どのような機器類の契約になっているのか、それと、メンテナンス保守の契約等についてもこの落札会社とどのように契約を結ばれているか、その点を教えて下さい。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） まず台数についてですが現在の5月1日現在でですね、各普通教室の人数、クラス数が確定いたしましたので、今年のクラス数に合わせて38台に変更さ

せていただいております。第一小学校が 11 クラスありますので、11 台。第二小学校が 14 クラスですので、14 台。第一中学校が 5 クラスですので、5 台。第二中学校が 8 クラスということで 8 台ということで、全て普通教室に納品をさせていただきます。今回、機器の詳細につきましては、1 台あたりのキャリア付きのモニターといたしまして 1 台 30 万 2280 円の契約をさせていただきます。メーカー保証につきましては、1 年間と言うことになります。以上でございます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○2 番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2 番（常盤繁範） 私の方としましては、運用の方法についてお伺いします。事前にですね、仕様書の方を確認させていただいているんですけども、実際にこれ各クラスに配置されて、どのような形で、授業なり講義なりそういったものが行なわれるか。もう一点が、タブレットの方ですね、ギガスクール構想によって今後ですね、全クラス全生徒に対して行き渡るような形で考えてらっしゃると思います。それを前提としてお伺いしたいんですけども、この電子黒板で記載された書かれた内容というのがデータ上ですね、そのタブレットの方に、そのオンタイムにおいて条件、その場で転送されると言いますか、同期というか、そういった形のものが出来るか、また、それが相互間で出来るのかどうか、そこの部分の確認させていただきたいんですけども、ご答弁下さい。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今回の電子黒板につきましては、先生のタブレットと連結できる状態になっております。また、双方のやりとりにつきましても出来るような形になっております。今回、この電子黒板にさせていただいたメリットかなりあるんですけども、データ管理が出来ます。保存も含めて一時的なデータ管理も出来ます。時間外また復習する時にもですね、そのデータを使いながらすぐに掲示が出来るところもございます。以上でございます。

○7 番（長谷川伸一） 議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7 番（長谷川伸一） 質問いたします。この書面からいきますと契約金額 1,148 万で 38 台ということですので、単純に割っても 30.2 万円ぐらいになるんですが、これにつきまして

機器的にいくらで、あとその当初設定とかそういった作業もしませんといけませんので、そういう点は契約上は説明はいただけませんか。それと、今回この業者に落札したときにオプションで、特別なオプション付けていただくとなっておるんでそのオプションの内容を教えてくださいませんか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 議員おっしゃっていただいているように、パソコンの値段またキャリアの値段、設置の値段で30万という形でございます。オプションにつきましては、今回教育用の電子黒板という形になっておりまして、少しのオプションになるんですけどもタッチペンであったりとか、基本的には仕様書の通りですね購入させていただいております。オプションで付けさせていただいておりますのはタッチパネルであったり、その他ケーブル等が購入させていただいております。以上でございます。

○2番（常盤繁範） 議長。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今のご答弁の内容についてちょっと確認させていただきたいんですけども、事前にいただいている仕様書の方見ますとですね、その他構成部品として今ご答弁いただいた内容全て申し上げていただいている形なんです。これは基本的にいただいている仕様書に基づいて既にそれは、例えばペンですとかケーブルとかは元々その販売するものに対してくっついているものじゃないのかということですね、確認させていただきます。その他構成部品として、記載されているんですよ、今のお話は。ですから特段ですね別なオプションとしてつけていただいたみたいな形の内容ではないと思うんですが、そのへんのところお答えいただけますでしょうか。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 中尾課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 常盤議員おっしゃってる通りでございます。その他の製造品という形で答弁させていただきましたが、ただ今回逆にですね、コストを下げるためにリモコンを購入しなかったりというふうな、ちょっと工夫はさせていただいております。以上でございます。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議無しと認めます。

これより、議案第44号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

（賛成者起立）

○議長（梅野美智代） 全員であります。着席してください。

よって、議案第44号 財産の取得については可決することに決定いたします。

◎承認第11号の質疑、討論、採決

○議長（梅野美智代） 日程第7 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 9ページの投票用紙の交付機の2台の購入ですけども、説明の中では投票所が増えたと言うこととお聞きしたんですが、具体的には何処が増えて現在何カ所になっているのか教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 投票所の増設につきましては、元々第七投票所としてイオン西大和店がございました。そこが受け持つ区域として中山台、広瀬台でした。二つの区域があったわけなんですけども、それらをそれぞれの広瀬台の集会所、中山台の集会所に分割したことにより、一つの増設となっております。以上となります。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 補正予算の件なんですけど、今回国庫交付金で595万8,000円が増額しています。これさる6月28日に、専決日6月28日にですんでその時の資料いただいたまして、これ再確認なんですけど高齢者ワクチン接種の7月末までの政府の強い予防による前倒しによる新型コロナの接種、体制確保事業費国庫補助金として、追加交付でなったということで理解してる。これにつきましては、この金額595万8,000円、職員さんの残業代と管理職の休日出勤特別勤務手当等含めてなっておるんですけど、これは7月末までのワクチン接種に関する人件費の残業代等にあたるものでしょうか。それと8月以降から今後10月末までの予定しています、この辺は関係あるんでしょうか教えてくださいませんか。

○福祉部次長（小山寿子） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小山次長。

○福祉部次長（小山寿子） その通りでございます。7月末までの前倒しに伴う接種体制確保のための国からの補助金になっております。8月以降は今後の申請になっております。

○4番（佐藤利治） はい。

○議長（梅野美智代） 佐藤議員。

○4番（佐藤利治） 先程の投票所の新たな開設の件で確認したいんですけど、1つの増設ということでおっしゃってたと思うんですけど、1つのものがイオンさんでお願いしていたものが無くなるんで、新たに地元で2つ開設しないといけないということですね。費用もだから2つの分がかかるということですね。1つの増設だけにお金かかるんじゃないんで、2つのものが新たに動き出すということですね。1つが無くなるからね。そういうことでよろしいんですね。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 投票所の件でございますが、まず1つの投票所が使えなくなりますので無くなります。そして、2つの新しい投票所ができますので結果として河合町内でこれまで10投票所あったのが、11投票所になるということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 職員手当の時間外、これちょっと確認させてもらいます。本来、土日出勤でも振り替えという形になるんですけども、今回のワクチン接種というのは一応国からの

お金があるということで、時間外で支給してあげる、ごっつ良いことだと思います。この時間外手当は、1時間2時間勤務しても出していただけるのかどうか。それと、管理職員特別勤務手立て、これは2時間管理職が勤務しても一定のお金を出すのか、あるいは半日以上勤務しないと出さないのか、そのあたりどういった判断で出されたのか、そこちょっと教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回のコロナワクチン接種に関しましては、あくまでその勤務内容が臨時又緊急の必要性により、やむを得ずおこなっておる業務でございますので、時間外勤務手当あるいは管理職員特別勤務手当の支給をさせておるところでございます。例えば、それが2時間であれば支給されるのかどうかというご質問でございますが、今回のコロナワクチンの接種に関しましては、少なくとも半日、4時間以上の勤務ありますので全て支給対象とさせていただいておるところでございます。その他、例えばもっと少ない勤務時間で管理職員特別勤務手当が出るのか出ないのかというのは、あくまでもその業務の内容によって判断させていただこうかと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） そしたら管理職っていうのは、先程質問しておりますけど額が一定なのか、管理職以外は1時間なんぼやっていうのは分かるんですよ。管理職はなんぼ出してるのかそこ教えてください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（梅野美智代） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 管理職員特別勤務手当の支給額でございますが、条例に規定がございますして、課長級が1万円、そして次長級部長級が12,000円1回あたりとなっております。又その勤務時間が6時間を超える場合には、それぞれ5割増しとなることが規定されております。

○議長（梅野美智代） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(梅野美智代) ご異議無しと認めます。

これより、承認第11号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 全員であります。着席してください。

よって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度河合町一般会計補正予算)は承認とすることに決定いたします。

◎承認第12号の質疑、討論、採決

○議長(梅野美智代) 日程第8 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(河合町手数料条例の一部改正)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の改正の原因も「デジタル関連法」の成立によるものであるという説明があったかと思いますが、手数料の徴収はどのように変わるのでしょうか。それと、この分についてはなぜ、専決処分しなければいけなかったのかもう一度説明願いたいと思います。

○住民福祉課長(古谷真孝) はい、議長。

○議長(梅野美智代) 古谷課長

○住民福祉課長(古谷真孝) お答えさせていただきます。まず、住民さん側から見た発行に関する手続きというのは変わっておりません。専決に至った原因としましては、当改正の根拠法である、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の交付が5月の19日と非常に遅かったこと、その事務の取り扱いに関する精査というのが事務方側で遅れたことが原因となっております。以上です。

○議長(梅野美智代) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(梅野美智代) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○6番(坂本博道) 議長。

○議長(梅野美智代) 反対討論ですか。

○6番(坂本博道) はい。

○議長(梅野美智代) 坂本議員。

○6番(坂本博道) 今回の条例改正も、デジタル関連法案を強引に成立させたことによるものと理解しております。同時に、内容的にこの改正が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の役割を強めるという内容にもなった中での徴収に関する業務の変更かと思えます。その点でこの機構が多くの民間人からの採用も進め、今後の地方自治体の情報管理に大きな影響を与えてくるものと考えられます。そのような背景の元での法改正の具体化である条例として、専決処分の承認には反対をさせていただきます。

○議長(梅野美智代) 次に賛成討論はございませんか。他にありませんか。

(発言する者なし)

○議長(梅野美智代) ないようですので討論を終結します。

これより、承認第12号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方起立願います。

(賛成者起立)

○議長(梅野美智代) 多数であります。着席してください。

よって、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(河合町手数料条例の一部改正)は承認とすることに決定いたします。

◎議案第35号から議案第40号の委員会付託

○議長(梅野美智代) 日程第9議案第35号、日程第10議案第36号、日程第11議案第37号、日程第12議案第38号、日程第13議案第39号、日程第14議案第40号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告いたします。議案第35号を総務常任委員会に付託いたします。議案第36号、議案第39号、議案第40号を厚生常任委員会に付託いたします。議案第37号、議案第38号を経済建設常任委員会に付託いたします。

◎認定第1号から認定第8号の委員会付託

○議長（梅野美智代） 日程第15、認定第1号、日程第16、認定第2号、日程第17、認定第3号、日程第18、認定第4号、日程第19、認定第5号、日程第20、認定第6号、日程第21、認定第7号、日程第22、認定第8号、日程第23、認定第9号の審議方法についてお諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。特別委員会を設置いたします。

委員会の名称は決算審査特別委員会とします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任についてはどのようにしたらいいかお伺いします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

認定第1号から第9号までの審議は、議長を除く全議員で構成される決算審査特別委員会に付託します。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時33分

○議長（梅野美智代） 再開します。

互選の結果を報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長には、坂本博道議員、同副委員長には、大西孝幸議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（杵本光清） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日はこれにて散会したいと思いますがお異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とします。

散会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 梅 野 美智代

署 名 議 員 佐 藤 利 治

署 名 議 員 中 山 義 英